

第50回統計委員会議事録

1 日 時 平成23年10月21日（金）15：00～16：10

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、安部委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

松元内閣府大臣官房長、西川内閣府大臣官房総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 統計委員会委員及び専門委員の発令について
- (2) 委員長の互選及び委員長代理、部会長の指名等
- (3) 今後の統計委員会の進め方について
- (4) 諮問第 39 号「労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更（名称の変更）について」
- (5) 諮問第 40 号「就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更（名称の変更）について」
- (6) その他

5 議事録

○乾統計委員会担当室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 50 回「統計委員会」を開催させていただきます。

私は本委員会の事務局を務めます内閣府統計委員会担当室の乾と申します。委員長を選任いただくまでの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ます。

まず、議事に先立ちまして、統計委員会を所管する内閣府松元官房長から御挨拶申し上げます。

○松元内閣府官房長 内閣府の官房長の松元でございます。

統計委員会の先生方には、本日は御多忙の中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

先生方におかれましては、今月の 14 日に御就任いただいて、これが最初の会合となるわけでございます。まずは学会等で御活躍され、大変御多忙の身であるにもかかわらず委員をお引き受けいただきましたことに対しまして、深く御礼を申し上げます。

統計委員会は、60 年ぶりに全面改正されました新たな統計法の下で平成 19 年 10 月に発足いたしまして、国勢調査や国民経済計算などの基幹統計の在り方等について御審議いただきますとともに、平成 21 年 3 月に閣議決定されました「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げております課題のフォローアップを毎年実施していただいております。

統計は社会・経済の実態を映し出す鏡でございます。エビデンス・ベースド・ポリシー (evidence based policy)、客観的な証拠に基づく政策を推進する際に重要な基礎的なデータとなるものでございます。

現在の政府の新経済成長戦略におきましては、分野別の政策の目標数値に統計データが多数活用されているところでございます。

また、本年の 3 月に東日本大震災が発生しましてから 7 か月余りが経過いたしておりますが、被災地の復興のための施策を企画・立案する上でも、統計は重要な役割を果たすものと考えております。委員の皆様方におかれましては、委員会及び部会での活発な審議を通じまして、公的統計の改善・発達に向けて御尽力いただけますようお願い申し上げます。

何かお願いばかり申し上げるようなことになりましたが、以上をもちまして私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

○乾統計委員会担当室長 それでは、早速ですけれども、本日の議事と資料を確認させていただきます。

まず、議事(1)の統計委員会委員及び専門委員の発令については資料1にて御報告いたします。

議事(2)で委員長を委員の皆様のご互選で選んでいただいた後、委員長に委員長代理、部会長などを指名していただきます。

議事(3)で今後の統計委員会の進め方について、資料3にて御説明いたします。

議事(4)で、早速ではございますけれども労働力調査の変更についての諮問、議事(5)で就業構造基本調査の変更について諮問がなされる予定です。それぞれ資料4、資料5となります。御確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきますが、まず統計委員会委員の発令でございますけれども、これに関しては、本日御欠席されている川本委員を含め、お手元の資料1-1のとおり、10月14日付で任命されております。また、併せまして統計委員会専門委員の発令でございますが、お手元の資料1のとおり、審議に協力していただくため、2名の方が10月21日付で任命されております。

御確認いただけましたと思います。それでは、本委員会の委員長を選任いただきたいと思っております。これにつきましては統計法の第49条第1項の規定により、委員の互選によることとされておりますが、どなたか御推薦をお願いしたいと思っております。

○乾統計委員会担当室長 椿委員、どうぞ。

○椿委員 これまで、当委員会に関してリーダーシップをとっていただいたこと、更に学識・見識ともに大変尊敬できる方として、前委員長の樋口委員を推薦したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○乾統計委員会担当室長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 私も樋口委員が最適任かと思っております。是非お願いしたく存じます。

○乾統計委員会担当室長 このように樋口委員を委員長に推薦する御意見がございましたけれども、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○乾統計委員会担当室長 御異議がないようですので、樋口委員に本委員会の委員長をお願いしたいと思っております。

それでは、恐縮ですけれども、樋口委員には委員長席にお移りいただきまして、御就任の挨拶をお願いできたらと思っております。

○樋口委員長 御指名いただきましたので、委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○乾統計委員会担当室長 以後の進行は樋口委員長をお願いしたいと存じます。

樋口委員長、お願いいたします。

○樋口委員長 それでは、議事に従って進めてまいりたいと思っております。

まず、統計法第49条第3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」と規定されております。そこで委員長代理を指名させていただきたいと思っておりますが、委員長代理には深尾委員に是非お願いしたいと考えております。よろしく願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。では、深尾委員をお願いしたいと思っております。

それでは、深尾委員には、委員長代理席にご移動いただき、簡単に結構ですので御挨拶をいただければと思っております。

○深尾委員長代理 今回が2回目の統計委員を務めさせていただきます一橋大学の深尾です。専門はマクロ経済、国際経済学です。前期は国民経済計算部会の部会長も担当させて

いただきました。

今回も、特にマクロ経済、生産性等の分野で、私のできる範囲で頑張って職務を尽くしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、本日は新メンバーによる初会合でございますので、委員の先生方から自己紹介をいただけたらと思います。

まず、県委員から順番にお願いします。

○県委員 早稲田大学の縣と申します。2回目の仰せ付けでございます。専門は行政学でございます、統計そのものは専門にしてございませぬ。よろしく御指導のほどお願いいたします。

○樋口委員長 安部委員、どうぞ。

○安部委員 北海道大学の安部と申します。私も今回2回目になります。専門は労働経済学ですが、できるだけ統計の研究上でのユーザーという立場から、この委員会で頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○樋口委員長 北村委員、どうぞ。

○北村委員 一橋大学経済研究所の北村でございます。私は計量経済学を専攻しております、これまで一橋大学の方で、公的統計（マイクロデータ）の試行的提供とか本格提供の大学の窓口をやってまいりました。これからよろしくお願いします。

○樋口委員長 西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 早稲田大学の西郷と申します。よろしくお願いします。私は今回初めて委員に加えさせていただくということで、専門は調査の設計などをやっておりますので、よろしくお願いします。

○樋口委員長 白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 東京大学の白波瀬と申します。今回初めて委員をやらさせていただきます。専門は社会学で、特に階層論等をやっております。よろしくお願いします。

○樋口委員長 竹原委員、どうぞ。

○竹原委員 ニッセイ基礎研究所の竹原でございます。よろしくお願い申し上げます。

私は研究所には勤めておりますが研究者ではございませぬし、また、エコノミストでもございませぬ。どちらかというとな企業経営、あるいは産業界の視点から、少しでもこの会の役に立てればと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○樋口委員長 椿委員、どうぞ。

○椿委員 統計数理研究所の椿と申します。2回目の委員でございますが、まだ不慣れな点が大変あるということではありますけれども、どうぞよろしくお願いします。専門は応用統計学でございます。

○樋口委員長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 慶應義塾大学の津谷でございます。今期で2期目でございます。専門は人口

統計学、社会統計その他をやっております。どうぞよろしく願いいたします。

○樋口委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 法政大学の中村でございます。国民経済計算部会の専門委員をやっておりましたが、統計委員会の委員は初めてでございますので、よろしく願いいたします。

○樋口委員長 廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 情報セキュリティ大学院大学の廣松と申します。今期で3期目ですが、専門は経済統計等です。よろしく願い申し上げます。

○樋口委員長 この他に、本日はご欠席ですが、川本裕子早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授に委員として御参加いただきます。

次の議事に入ります。

まず、部会長並びに部会に属する委員及び専門委員の指名の件でございます。その前に、現在統計委員会に設置されております部会の確認をさせていただきます。

参考資料5にございますように、統計委員会部会設置内規を御覧いただきますとおわかりのとおり、統計委員会には7つの部会が設置されておりますので、御確認ください。

さて、資料2を御覧いただきたいと思います。まず、部会に属すべき委員及び専門委員の指名でございますが、統計委員会令第1条第2項の規定により、「部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する」とされております。そこで10月14日付で発令されました委員及び本日10月21日付で発令されました専門委員の皆様に関しまして、記(一)のとおり本日付で指名させていただきます。

また、部会長の指名につきましても、統計委員会令第1条第3項の規定により「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する」とされておりますので、次のとおり指名させていただきます。

まず、基本計画部会長は私が兼務したいと思います。また、国民経済計算部会長は深尾委員、人口・社会統計部会長は津谷委員、産業統計部会長は西郷委員、サービス統計・企業統計部会長は廣松委員、統計基準部会長は深尾委員、匿名データ部会長には椿委員にお願いしたいと考えております。

なお、委員会の部会に所属する委員の考え方についてでございますが、お手元の席上配布資料に沿って御説明いたします。

基本的な考え方は全員に何らかの部会に属していただくということでございますが、各部会の所属委員及び部会長につきましては、各委員のそれぞれの専門的知見を是非活かしたいということは勿論のことでございますが、その他に第1期及び第2期における委員または専門委員としての経験、当面の審議予定案件の内容等を総合的に勘案し決定することいたしました。

具体的な配置の方針でございますが、まず、部会の所属委員の数、全員参加の基本計画部会を除きまして、各部会に所属する委員は委員会発足後の運営経験等を踏まえまして3人とすることを原則としております。

また、委員別の部会分担でございますが、それぞれの部会所属は基本的な考え方に示したように、各委員の専門分野や、これまでの当委員会の委員、専門委員としての経験を総合的に勘案し、このようにさせていただきました。

また、各委員は全員参加の基本計画部会の他、少なくとも一つの部会に所属するということを、これまでに従いまして原則とさせていただいております。

ただし、国民経済計算部会につきましては、平成 23 年末に基準改定を行った後に想定されております次の次(次々回)の基準改定に向けた作業スケジュール、内容等を勘案し、同部会の所属委員、川本委員、中村委員、深尾委員の3委員でございますが、複数の部会に所属することを原則とさせていただいております。

なお、国民経済計算部会所属委員以外の一部の委員につきましては、過去の審議経験を勘案しまして複数の部会に所属していただくということにしております。

また、国民経済計算以外の複数の部会に所属する委員につきましても、いろいろな基準があるかと思いますが、私どもで考えました結果につきまして、それを記載させていただいております。

部会長の選任基準でございますが、各部会の部会長につきましては第1期及び第2期に連続した委員または専門委員に任命されている方を選任させていただいております。

以上のような基準、おおよそのガイドラインでございますが、それに従いまして、一応そこに提案をさせていただきましたような委員、各部会への配属とさせていただきましたが、いかがでしょうか。

もしよろしければお認めいただいたということで、是非御協力のほどよろしくお願いいたします。また、部会におきましては活発な議論をよろしくお願いしたいと考えております。

次の議題でございます今後の統計委員会の進め方について、初めに私と事務局の方から今後の審議のおおまかな見通しについて、資料3におおよその概念図が出ておりますので、これに沿いまして統計委員会の審議について御説明させていただきたいと思っております。

本委員会におきましては、個別の基幹統計調査の変更等に関わる審議を引き続き実施するということになりまして、また、毎年度、前の年度の統計法の施行状況について審議していくということになっております。

平成 23 年度における平成 22 年度の統計法施行状況に関する審議につきましては、前期の委員の方々に御尽力いただきまして、9月に終了しております。これにつきましては次回、来年の夏ごろに、この 23 年度についての実施が予定されております。また、24 年度は基本計画の中間年に当たる平成 23 年度の統計法施行状況を対象とする3回目の審議になります。ここにおきましては、次期基本計画の課題につきましての検討も視野に入れながら考えていきたいと思っております。

統計法の第5条に、基本計画はおおむね5年ごとに変更するとされております。おおむねということですから必ずしもリジッドに5年ごとということではないわけでございます

が、それは皆さんの御意見をいただきながら、前倒ししたらいいのか、もっと遅らせた方がいいのかということもあるかと思いますが、基本的には5年ごとということで考えておりますので、その意味で23年度が中間年で、3回目の審議になるということを御説明申し上げます。

委員の皆様には、個別統計調査等の諮問に関しまして審議する際にも、統計の体系的な整備やユーザーのニーズに十分に答えるための統計のあるべき姿を念頭に置きながら、各専門的な立場から活発な議論をいただくようお願いしたいと考えております。

各部会におきましても、部会長には是非こうした視点を御理解いただきまして、審議をリードしていただけたらと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○乾統計委員会担当室長 それでは、補足の説明をさせていただきたいと思います。資料3の裏面を見ていただきますと「統計委員会と各大臣との関係」というのがございます。上の方にある内閣総理大臣、総務大臣、各省大臣というのが諮問大臣となります。

今、委員長から御説明ありましたように色々な諮問事項があるのですが、例えば基本計画案とか基幹統計の指定・承認、国民経済計算の作成基準等、幾つかございます。

下から2番目にありますが、匿名データの作成方法というのもございまして、先ほどありました各年度の統計法の施行状況の報告も受けまして、それに対して必要であれば意見を申し上げるといった形になっております。

例えば内閣総理大臣の諮問として考えられますのは、国民経済計算の作成基準、それから、今は内閣府担当の一次統計の基幹統計はないので、匿名データの諮問としては直接には関係しないのですが、将来的には考えられますので、括弧書きで標記させていただいております。加えて最後の括弧書きの行になりますけれども、内閣総理大臣に対しては法の施行に関する委員会の意見具申、例えばSNAの作成方法等について、こういった意見を申し上げるといったことも考えられます。

総務大臣からは基本計画案に加えて種々の諮問を受けることになっております。

各省大臣に対しては、匿名データの作成方法、それから、先ほどの内閣総理大臣の例で申し上げたものと同じですが、法の施行状況に関する意見を申し上げる場面も出てくるかもしれませんということで、このような形で諮問を受けるあるいは我々の意見を申し上げるといった形をとっております。

以上でございます。

○樋口委員長 本日は初回の集まりということでございますので、皆様からこれに際しまして何か御意見、御希望がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

審議を進めていくうちにご意見も出てくるかと思いますが、その際には是非御意見をいただけたらと思っております。

それでは、次の議題に移ります。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口委員長 個別の議題に入っております。

まず、諮問第 39 号の労働調査の変更につきまして、総務省から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 総務省政策統括官室の金子と申します。

それでは、お手元の資料 4 に基づきまして、労働力調査に係る諮問の概要を御説明させていただきます。

今回、統計委員会にお諮りいたしますのは、基幹統計調査である労働力調査に係るものでございまして、諮問は、労働力調査の調査計画の変更、それから、基幹統計の指定の変更という 2 つで構成されてございます。

まず、諮問内容の御説明の前に、労働力調査の概要について、御説明させていただきたいと思います。お手元の資料 4 を 3 枚程おめくりいただきますと「労働力調査の調査内容の見直しについて」という資料があるかと思しますので、御覧ください。この資料の上の方の「労働力調査の概要」に基づきまして御説明させていただきます。

労働力調査は、毎月短期的な労働力需給の変化を把握するといった観点から、完全失業率など国民の就業及び不就業の状態を明らかにし、雇用政策等各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としておりまして、昭和 21 年 9 月に試験的に開始され、以来、昭和 25 年 4 月からは旧統計法に基づく指定統計調査として、更に平成 21 年 4 月からは現行統計法に基づく基幹統計調査として実施されているものでございます。

調査に使用する調査票は 2 種類ございまして、就業者の仕事の内容や就業日数、あるいは無業者の求職理由など、就業・不就業に関する基本的な事項を把握するための「基礎調査票」と前職の状況、あるいは就業活動等の詳細な事項を把握するための「特定調査票」の 2 種類の調査票を使用しております。

基礎調査票につきましては、国勢調査の調査区から抽出した全国約 2,900 調査区内の約 4 万世帯及びその 15 歳以上の世帯員約 10 万人を、また、特定調査票は基礎調査票の報告世帯の一部であります約 1 万世帯及びその 15 歳以上の世帯員約 2 万 5,000 人を対象としております。

また、調査は国、都道府県、調査員といった調査系統で、調査員が調査票の配布・取集を行う調査員調査によって行っております。

この調査はどのような形で利用されているかということにつきまして、労働力調査の調査内容の見直しの次のページを御覧いただければと思います。「労働力調査結果の利用状況」ということで大きく 4 つに分けて整理してございます。1 つ目は「行政上の施策への利用等」、2 つ目は「国際比較のための利用」、3 つ目が「国民経済計算の推計への利用」、最後に「地方公共団体における利用」でございます。

行政上の施策への利用等につきましては、政府が毎月発表している月例経済報告におきまして、労働力調査の結果である完全失業率などが雇用面の指標として景気分析に利用されているほか、政府の各種審議会等におきましても雇用対策の企画・立案の基礎資料あるいは労働政策、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス等の諸施策に係る現状分析等の

資料として活用されているところでございます。

また、国際比較のための利用といたしましては、ILO、IMF、OECDといった各種国際機関へ、その加盟国における就業状況等を比較する際のデータということで提供しているところでございます。

更に、国民経済計算の推計への利用としては、国民経済計算における雇用者報酬の推計といったようなところで雇用者数が利用されているということ、更に、地方公共団体における利用としては、地方雇用推進計画を策定する際の基礎資料という形で利用されているところでございます。

続きまして、今回の変更の概要でございます。今回の変更は、初めに申し上げましたとおり2点ございまして、1点目が調査計画の変更、2点目は基幹統計の指定の変更ということでございます。

まず、1点目の調査計画の変更については、具体的には調査事項の追加・変更あるいは削除などございまして、その主な内容につきましては諮問の概要のところに記載しているところでございますけれども、個々の変更の内容の詳細につきましては時間の関係上省略させていただきまして、先ほどの「労働力調査の調査内容の見直しについて」という資料に戻っていただき、こちらの中段の「近年の重要課題」及び「見直しのポイント」により御説明をさせていただきます。

まず、今回の調査計画の見直しに当たりましては、中段にありますとおり、近年の社会経済情勢の変化を踏まえた見直しを行っております。社会経済情勢の変化というのは、具体的には、1つ目が近年の企業間競争の激化、経済の低迷等を背景といたしました非正規雇用者の増加などの雇用の構造的な変化、2つ目が少子高齢化の進展による労働力人口の減少、3つ目がこの労働力人口の減少に関連いたしまして、多様な人材の十分な活用といった観点から仕事と生活との調和を図る、いわゆるワーク・ライフ・バランスといった考え方の重要性の高まり、更にはこれに関連して労働時間のより正確な把握といったようなことでございます。

こうしたことから平成21年3月に閣議決定されました「公的統計の整備に関する基本的な計画」いわゆる基本計画におきましても、例えばILOの国際基準を踏まえて実労働時間の適切な把握の観点からの調査事項の見直しに関する検討、また、非正規雇用の形態の1つであります有期雇用契約者の契約期間の実態把握のための調査事項の改善に関する検討といったことが指摘されているところでございます。調査実施者であります総務省統計局では、調査項目の追加・拡充あるいは集計事項の変更等を行いまして、こうした状況に対応した調査計画案を作成しているところでございます。

具体的には資料の下の方の見直しのポイントということで、今回見直しを行った主な調査事項につきまして、大きく3点ほど列記しているところでございます。

1点目は「○実労働時間のより適切な把握」ということで基礎調査票の方に年ベースの実労働時間の的確な推計に必要な事項として、月末1週間及び月間の就業日数を追加する

ということを予定しております。

2点目は「○非正規雇用の動向や実態把握の充実」ということで何点か「・」で記載しております。まず最初の「・」は、1年を超える、または無期の雇用契約で雇われている、いわゆる常雇といった形の雇用者につきまして、これらの人が有期契約か無期契約かといったような形で把握できるように細分化を行うということでもあります。

それから、2つ目の「・」は、いわゆる正規、あるいはパート、派遣社員等々の区別といった雇用形態につきまして、特定調査票から基礎調査票へ移すということで、把握の頻度を四半期から毎月に変えるということでございます。

3つ目の「・」は、非正規雇用と育児・介護との関係を把握・分析するというような観点から、非正規雇用に就いている理由を追加するということでもあります。

4つ目の「・」は、各産業での派遣労働者の活用状況を把握するため、派遣労働者の産業の把握方法を従来の派遣元から派遣先の方に変更するといったことでもあります。

それから、大きな3つ目の「○その他の改善等」ということで2つほど記載しておりますが、最初の「・」は、大学院卒業者における学歴と就業状況の関係を把握・分析するために、いわゆる教育の区分、卒業の区分を「大学」と「大学院」に細分化する。従来は「大学・大学院」の1つであったのですが、これを「大学」と「大学院」に細分化するといったようなことでもあります。

2つ目の「・」は、今まで申し上げたような調査事項の追加等で生じる報告者負担といったものを勘案しまして、必要性が低下した事項を削除するといったようなことでもあります。

以上が調査計画の変更の概要でございますが、もう1つ、今回の変更では基幹統計の指定の変更というのがございます。これは、諮問の概要の3ページ目を御覧いただければと思いますが、現在「労働力調査」というものは基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあります。平成21年4月に（全面）施行されました現行統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査を概念上区別しております。そのために、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同じものとしておくのは、統計法上適当でないことから、基幹統計の名称を適当なものに変更するというものでございます。案としましては「労働力統計」といった名称を記載しているところでございますが、この点について適切な名称に変更するということをご予定しております。

以上が今回の労働力調査の変更の概要でございます。

なお、今後のスケジュールでございますけれども、本日お諮りした後に来年1月に答申をいただければ大変ありがたいと考えているところでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ありがとうございます。

今、諮問のあったとおりでございますが、今後この件につきましては人口・社会統計部会に付議し、詳細について同部会で御審議いただきたいと考えておりますが、現在の時点

で特段の御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

馴染んできた「労調」が「労統」になるということもありますが、それも含めて御審議をいただければというふうに思います。

安部委員どうぞ。

○安部委員 非常に細かいことで恐縮ですが、調査票の変更点についてです。新旧対照表の2ページ目なのですが、⑭の勤め先・業種などの企業全体の従業者数のところで「パートなども含む」という表現を新しく入れたということと思うのですが、これは「直接雇用の人全員を含む」という趣旨なのでしょうか。

○樋口委員長 お願いします。

○栗原総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 これは元々パートの関係も入っていたものですが、それを明示したというだけでございます。就業構造基本調査の方と合わせたというところであります。

○安部委員 ありがとうございます。

○樋口委員長 他にどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、これから御審議を人口・社会統計部会でお願ひしたいというふうに思いますが、津谷部会長、白波瀬委員、廣松委員にお願ひしたいと思ひます。また、先ほど専門委員として選ばれました原委員、水野谷委員がこれに参画するというところで進めていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に移ります。諮問第40号「就業構造基本調査の変更等」につきまして、総務省から御説明お願ひいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 就業構造基本調査に係る諮問の概要を御説明させていただきます。この諮問は平成24年に実施予定の就業構造基本調査に係るものでございまして、先ほどの労働力調査と同様、調査計画の変更と、基幹統計の指定の変更という2つで構成されております。まず、就業構造基本調査の概要につきまして御説明させていただきます。

お手元の資料5を3枚程おめくりいただきますと、「平成24年就業構造基本調査の概要」という資料があろうかと思ひます。この中の上の方の調査の概要に基づきまして御説明させていただきます。

就業構造基本調査は、雇用の構造的な変化を把握するといった観点から国民の就業及び不就業の状態を調査しまして、全国及び地域別の就業構造の実態を明らかにするというものを目的としているものでございまして、昭和31年に第1回の調査が実施されて以来、昭和57年まではおおむね3年周期、58年以降は5年周期で実施されてきております。平成24年に実施される調査は16回目の調査に当たりまして、基幹統計調査として実施されることとなります。

本調査は、平成22年の国勢調査の調査区から抽出しました全国約3万2千調査区の中の約51万世帯及びその15歳以上の世帯員約108万人を対象といたしまして、有業者につ

きましては雇用の形態、勤務先の産業、転職希望等、また、無業者につきましては就業希望の有無、非就業希望理由等を把握することとしております。

また、調査は国、都道府県、調査員といった調査系統で調査員が調査票の配布・取集を行う方式で、労働力調査と同様に、調査員調査により行うこととしております。

調査結果の利用につきましては、調査の概要の次のページに「就業構造基本調査結果の利用状況」として、労働力調査と似たような形で4つに分けて整理してございます。1つ目は「行政上の施策への利用等」、2つ目が「白書等における分析での利用」、3つ目が「国民経済計算の推計への利用」、最後に「地方公共団体における利用」といったような形で整理しているところでございます。

行政上の施策への利用等といったしましては、これも政府の審議会等におきまして重点的に取り組むべき雇用・労働政策の方向性、あるいは労働条件に関する議論、更に男女共同参画関連の施策の検討の際の基礎資料として活用されてきてございます。

その他、白書等における分析での利用ということで記載しておりますとおり、経済財政白書、労働経済白書等、政府のいろいろな白書において現状分析等の資料として利用されているところでございます。

また、国民経済計算におきましては、就業者数、雇用者数の算出に当たりまして、本調査の結果が利用されております。

更に、地方公共団体におきましても、職業能力開発計画の策定といったようなところで基礎資料として活用されているところでございます。

続きまして、今回の変更の概要でございます。

変更点は2点ございまして、1点目が調査計画の変更、2点目が基幹統計の指定の変更ということでございます。

1点目の調査計画の変更についてでございますが、これは具体的には調査事項、調査方法、集計事項などの変更でございまして、先ほどの「平成24年就業構造基本調査の概要」という資料にお戻りいただきまして、中段の「近年の重要課題」と、更にその下の「平成24年調査のポイント」により御説明させていただきたいと思っております。

今回の調査計画の見直しにつきましては、おおむね、先ほど労働力調査で御説明申し上げたような、いわゆる非正規雇用者の増加とか、労働力人口の減少とか、かなり重複する部分がございますが、やはりこういったものが背景になっているというところでございます。したがって、先ほどの労働力調査で申し上げた基本計画の中でも、非正規雇用の形態の1つであります有期雇用契約者の契約期間の実態把握のための調査事項の改善に関する検討とか、あるいは就業と育児・介護等との関係をより詳しく分析するための調査事項の追加などが指摘されているところでございます。

調査実施者であります総務省統計局の方におきましては、こういった点を踏まえまして、今回、調査項目の追加等の形で調査計画案を策定しているところでございます。

その概要がこの資料の下段に書いてあります平成24年の調査のポイントというところ

でございます、主なものを7点ほど列記しております。

まず、1点目は、少子高齢化社会における雇用環境の把握といったような観点から、就業との関係を分析するために必要な調査事項としまして、育児・介護の実施状況や育児休業・介護休業の取得の有無といった調査事項を追加するということでもあります。

2点目は、非正規雇用の実態把握の充実ということで、雇用契約期間に関する調査事項といたしまして、雇用契約期間の定めの有無あるいは1回当たりの雇用契約期間等の事項を追加するというものであります。

3点目は、就業状況と密接に関連する収入の種類につきまして、よりの確に把握するというので、把握の単位を従来の世帯から世帯員単位に変えるということでもあります。

4点目は、学校卒業時の経済情勢といったものが、その後の雇用形態、すなわち、正規雇用か非正規雇用かといったことですが、こうした雇用形態を大きく左右していることが考えられることから、両者の関係を明らかにするために必要な調査事項として卒業年次という事項を追加するということでもあります。

それから5点目は、先般の東日本大震災関連で各種雇用対策が講じられてございますが、この対策の効果の検証といったような観点から、震災と就業状況の関係を明らかにするというので、震災による離職等の状況といった事項を追加するというものであります。

6点目は、地域別結果の利用の促進を図るといった観点から、新たに集計区分としまして都道府県内ブロック別集計といったものを行うということでもあります。

それから7点目は、調査の効率的かつ円滑な実施の観点から、前回調査で一部の市で導入しておりましたオンライン調査につきまして、今回、全国の県庁所在地、政令指定都市及び人口30万人以上の市という形で本格的に導入し、それに伴いまして当然各種照会等も増えることが予想されますので、それに併せてコールセンターも設置するというものであります。

以上が調査計画の変更の概要でございますが、もう1点、先ほどの労働力調査と同様でございますが、基幹統計の指定の変更ということで、これも諮問の概要の3ページ目を御覧いただければと思いますが、労働力調査と同じ考え方で、基幹統計調査とそれから作成される基幹統計を分けるということで、基幹統計の名称を適切なものに変更するということでございます。こちらは一応案といたしましては「就業構造基本統計」といったものを記載しているところでございますが、これにつきまして適切な名称に変更するというものであります。

以上が今回の就業構造基本調査の変更の概要でございます。

今後のスケジュールにつきましては、先ほどの労働力調査と同様に本日お諮りした後、来年の1月に答申をいただければと考えているところでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○樋口委員長 ありがとうございます。

本件も人口・社会統計部会に付議するということになりましたが、現在の段階で特段の御

意見、御質問がございましたらお願いいたします。

安部委員どうぞ。

○安部委員 3点ほどお聞きしたいのですけれども、まず、教育について。

これは非常に適切だと思います。しかし、先ほどの労働力調査と関連するのですけれども、教育は就業構造基本調査の方は詳しく、労働力調査の最後のページにある教育の調査項目と比較してみますと、就業構造基本調査の聞き方と大分違いますので例えば労働力調査の方を就業構造基本調査に合わせるといようなことを考えられないのかということをお聞きしたいと思います。

2点目ですが、地域に関して県内のブロックということでしたが、具体的に、例えばブロックとはこういうものであるということの説明がどこにあるのかを教えていただければありがたいです。それと、ブロックといったのは集計表についてブロック別の集計をするということが主な意義だという理解でよろしいのでしょうか。

3点目が、今回追加される卒業年に関してですが、卒業年というのは、ほぼ確実に、例えば1977年とかいうふうに記入されると思うのです。一方でいろいろな集計事項というのは、5歳刻みで公表されていると思います。例えば、匿名データなどをつくる際にも年齢を1歳刻みではわからないようにするというような秘匿措置をとっていたのではないかと記憶しております。そのような中であって1年刻みの卒業年というのをどのように利用するというを考えているのか、勿論もともとのデータは個票では1年刻みになっているわけですけれども、それ以外の活用の仕方をお考えになっていらっしゃるということであれば御教示いただければと思います。

○樋口委員長 それでは、3点ほど回答をお願いします。

○栗原総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 まず、教育のところの労調との違いということがございますけれども、就調の場合、選択肢に専門学校が入っておりまして、そこが主な違いかと思います。こちらにつきましては大規模サンプルということで近年の状況も踏まえてより詳しくとろうとは思っているのですけれども、専門学校の場合には修業年限によって教育のレベルが違うということもありますので、そこを今回、修業年限と合わせて調査することにしております。今回の調査の状況を踏まえて、今後の対応についてはまた検討するというところで考えてございます。

それから2点目の県内ブロックの話でございますけれども、現在どこに書いてあるということはないのですけれども、各県の中で、いわゆる県内経済ブロックみたいな形でいろいろ分析に活用できるように、基本的には県の方の意向を踏まえて決めていくことしております。おっしゃるとおり、これは集計の部分で活用していくというものでございます。

それから、最後の卒業年次の話でございますけれども、これにつきましては先ほどの政策統括官室の説明でもございましたけれども、卒業時の経済状況と雇用状況が大分関連する部分があるのではないかとすることがありますので、そういった観点から分析ができるように集計の方も考えていきたいと思っております。具体的にどういう区分でするかは、

またよく検討が必要かと思えます。

○樋口委員長 どうぞ。

○安部委員 最初の点なのですけれども、労働力調査の方は小学、中学、高校が一緒のカテゴリになっていますね。例えば高校に入学したけれども中退するというような場合がかなりあるということがたまに指摘されていまして、その点はいかがなのでしょうか。

○樋口委員長 お願いします。

○栗原総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 中退についての扱いは就調も労調も同じでして、中退した1個前のところでとらえます。基本的に学校区分のところは学歴を問う質問でありますのでそういうことになっております。

○安部委員 申し上げたいのは、高校を中退するというのが結構多いのだという指摘がありまして、それでこの労働力調査の方ですが、小学、中学、高校となっていますから、高校卒業した場合も中退した場合も同じところにチェックすることになると思うのです。サンプルの規模の問題ということでしたら仕方ないのかなという気もいたしますが、いかがでしょうか。

○栗原総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 労調の方は就調の10分の1のサンプルということですので、表章上括る必要があるところは括っているということで御理解いただければと思います。

○樋口委員長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

白波瀬委員どうぞ。

○白波瀬委員 初めてでわからないことが多いのですが、基本的な質問を1つさせていただきます。名称変更についての質問です。勿論、統計をつくる基になる調査と、その基からつくった統計というのを区別するという意義はわかります。調査とその調査データを用いて作成した統計の区別を明確にするために、名称をそれぞれ区別して対応させる、という点についても理解できます。ただ、たかが名前、されど名前というところがございまして、これまで使用してきたスタイルとの整合性をどうとっていかれるのか。このあたりで混乱が起きないのかというのが気になる場所なのですけれども、その辺りはどのようにお考えなのでしょうか。

○樋口委員長 多分、出所を書くときに、今までですと昭和何年から何年までの労働力調査というので済んだのが、何年から何年までは労働力調査で、何年から何年は労働力統計というふうに書かざるを得なくなってきた、すごく長くなるし、就統の方になったりするところをどうなさったらいいのかということも併せてお答えいただけたらと思います。

○金子総務省統計審査官付調査官 実はこれまでも基幹統計調査につきましては調査名と統計の名称が同一であるものとして、例えば厚生労働省所管の患者調査といった基幹統計調査がありました。それを基幹統計の名称については患者統計と変えたりしてきたわけですが、確かに御指摘のとおり、時系列的にどうか、また、その他いろいろな観点から、単

純に統計の名称として、〇〇調査を〇〇統計に変更するのが本当によいのかどうかということもあり、従前の諮問の仕方ですと〇〇統計というような形でどうかといった形で諮問させていただいたわけですが、今回の諮問では統計の名称を案という形で記載をしておりますが、部会でいろいろな方々から御意見をいただきたいと考えまして、あえて固定的にこういう何々統計にしたいというような書き方ではなく、適切な名称に変更するということで、具体的な名称についてどうするかということは部会で、いろいろな観点から御審議いただきたいということでこのような諮問の書きぶりとしているということがございます。

したがいまして、御指摘の点も踏まえまして部会でその辺の考え方、御意見をいただいた上で考えていきたいと思っているところであります。

○樋口委員長 どうぞ。

○千野総務省政策統括官付統計企画管理官 補足して御説明いたしますが、労働力統計といえますのは統計の名前でありまして、労働力調査という調査の名前が消えるわけではないのです。調査名は労働力調査や就業構造基本調査ですので、利用者の方で使いやすい名前を使えるというふうに思います。

○樋口委員長 白書等で書くときはどうすればいいのか。

○伊藤総務省政策統括官 旧統計法時代は加工統計が対象になっていなくて、基本的に調査を重要な調査として指定するという法律の仕組みでしたが、新法になってからは加工統計も重要なものは指定するという法制度に変わりました。そうすると法律上統計と統計をつくる統計調査と2種類あり、従前、統計調査を指定していたものを統計の指定へと、この2年間で全部変えてきたわけですが、同じように労働力調査なり就業構造基本調査も今回諮問にかけるので、同じ考え方で続けて整理されているのですが、今、担当が申しましたようにそれについてはいろいろと御意見もあるでしょうから、今回の諮問はこれにしたいという諮問ではなくて、こういう案で考えていますがどうですかということで御議論をいただきたいという諮問になっております。

○樋口委員長 よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

なければ本件は人口・社会統計部会に付議したいと考えておりますが、これは基本計画のレビューのところでも今回付いておりますように、雇用問題ですから厚生労働省でありますとか、関係する他のところともよく調整を図って統一的なものを出していただきたいと思っておりますので、部会での御審議よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。「その他」の報告事項でございます。

参考7にありますように、統計法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会が軽微な事項と認める基幹統計調査の変更申請につきましては、総務大臣による承認手続が終了した段階で参考資料を配布することにより委員会への報告としております。今般の東日本大震災の発生に伴います震災に関連した事案につきましては、委員会において概要を報告していただくよう、特にお願いしてまいったところでございます。今回、9月承認分につつま

して1件が該当しておりますので、総務省政策統括官室から報告をお願いいたします。

○金子総務省統計審査官付調査官 それでは、先月の統計委員会での御説明以降、9月17日から10月14日までの間に軽微な事項として承認いたしました基幹統計調査の変更で、東日本大震災に関連した変更の概要について御説明いたします。

お手元の参考8のとおり、軽微な事項として承認した基幹統計調査の変更は、文部科学省実施の「社会教育調査」のみでございまして、これは震災に関連した変更でございます。

社会教育調査というのは、文部科学省が3年ごとに調査年の10月1日現在で全ての社会教育施設すなわち公民館、図書館、あるいは博物館、体育施設等々8種類の施設を対象といたしまして施設の概要、専門職員の配置、社会教育関連事業の実施状況等を、また、全ての都道府県教育委員会及び市町村教育委員会を対象といたしまして、事務局職員の設置、社会教育事業の実施状況等を調査しているものでございます。調査は文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、報告者といった調査系統で郵送またはオンラインにより実施されるものであります。

今回、平成23年度に実施される社会教育調査につきまして、震災に関連し調査対象の範囲及び報告事項に関して変更が行われております。

具体的には、まず調査対象の範囲につきましては、社会教育施設のうち岩手県、宮城県及び福島県に所在する民間体育施設につきまして調査対象施設から除外するというものであります。各種社会教育施設の中で民間体育施設のみ除外するというのは、民間体育施設の場合、管内市町村教育委員会が調査に先立ちまして民間体育施設の有無について現地確認を行った上で調査を行うということで、他の施設に比べまして業務負担が大きいことを勘案した措置であります。

なお、当該東北3県に所在する民間体育施設の数につきましては、平成20年度に実施されました前回の社会教育施設調査結果では523施設。これは全国1万8,277施設の2.9%に相当します。

また、報告事項の変更でございますが、これは岩手県、宮城県及び福島県に所在する社会教育施設に関する調査事項については施設職員数とか施設設備に関する事項とか、いわゆる必要最小限の事項に限定をするというものでございます。

御説明は以上であります。

○樋口委員長 震災に関連しました統計の対応状況につきまして、総務省政策統括官室から報告がございまして、お願いいたします。

○千野総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、その次の参考9を御覧いただきたいと思っております。

これは、東日本大震災によりまして統計調査につきましても調査対象地域の除外ですとか、公表時期を変更するなどの特別な措置を講じておりますので、その状況を一覧にまとめたものです。

これは10月現在ということでこの表にあるとおりでございます。最近の状況につつま

して下線が付してございます。最近の状況について簡単に御説明いたしますと、まず、人事院の「職種別民間給与実態調査」につきましては3県を除くデータにより集計いたしまして、9月30日に給与勧告という形で活用されております。

2ページですが、総務省統計局の「個人企業経済調査」につきましては、3県を除く結果を公表しておりましたが、徐々に再開しておりまして10~12月期の結果からは全ての調査対象地域で調査を実施して公表するという事になっております。

それから5ページ、農林水産省でございますが「農林業センサス」「漁業センサス」につきまして、農業経営体、漁業経営体の被災・経営再開状況を整理して9月22日に公表しております。

それから7ページ、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」につきましては10月5日に広告業等につきまして売上高等への震災の影響を公表してございます。

最近の状況については以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

この震災に関連した統計の対応につきましては、前の期の統計委員会が9月に発表した「平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」におきましても「東日本大震災に係る統計データの提供等」について、統計整備等の方向性をまとめてございます。

また、私個人としましても、更に、当面、震災の影響による集計方法の変更、変更した場合の公表方法、そして対前年同月比の扱い、調査の復旧状況、年次推計に向けた補完等の考え方等につきまして、情報を把握しておく必要があるのではないかというふうに考えております。

つきましては、このような情報を総務省政策統括官室に取りまとめていただきたいと考えており、次回の統計委員会で情報提供していただくことをお願いしてはどうかというふうに思いますが、委員の皆様はいかがでございませうでしょうか。

廣松委員。

○廣松委員 賛成です。是非お願いしたいと思います。

○樋口委員長 他にいかがでしょうか。

よろしければ、そのようにお願いしたいと思いますので、総務省政策統括官室におかれましてはよろしく対応お願いいたします。また、各府省の皆様におかれましても御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、最後の議題でございますが、総務省政策統括官室からもう一つ報告がございますので、お願いします。

○千野総務省政策統括官付統計企画管理官 資料の一番最後、参考12を御覧いただきたいと思っております。

『政府統計の統一ロゴタイプ』の決定についてです。統計調査の実施の環境が非常に厳しくなっており、調査実施部局には本当に国の調査なのかといった問い合わせが来る場合がございます。そういうことを踏まえまして国の行う統計調査に共通して付する統一の

ロゴタイプをこのたび決定いたしました。これは10月18日統計の日に川端総務大臣から決定について発表していただきました。ここにございますとおり「1 採用作品」のロゴタイプが採用されました。今後、準備期間、周知期間を経て来年4月からの運用と考えています。4月以降実施する全ての国の統計調査につきましてこのロゴタイプが調査票、あるいは調査書類の封筒等に付されます。それを受け取った方はこのロゴタイプがあればそれは国の統計調査だということが認識できて安心して調査に回答できるということになるかと思えます。

なお、このロゴタイプについては商標登録をしております。

以上です。

○樋口委員長 すばらしいロゴタイプで、これで皆さん統一されていくということでしょう。

ありがとうございました。

以上で本日用意しました議題は終了いたしますが、最後に皆様から、また、各府省等オブザーバーの方々からもこの機会に御発言がございましたら、本日の議題にかかわらず自由をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしければ、発言がございませんようですので本日の会議はこの辺りまでとさせていただきます。

最後に、次回の日程につきまして事務局からお願いします。

○乾統計委員会担当室長 次回の委員会は11月18日金曜日の15時から、本日と同様にこの会議室で開催いたします。詳細は追って御連絡いたします。

○樋口委員長 では、以上を持ちまして第50回の統計委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。